

項目	内容
商品名	<ちば興銀>結婚・子育て資金一括贈与専用普通預金
ご利用いただける方	直系尊属(祖父母や親など)から結婚・子育て資金を贈与される18歳～50歳未満の個人の方で、前年の合計所得金額が1,000万円以下のお客さま
お取扱期間	
口座開設・お預入れ	2015年8月17日(月)～2027年3月31日(水)
お引出し	結婚・子育て資金管理特約が終了するまで(詳細は下記をご確認ください)
お預入方法	<ul style="list-style-type: none"> 贈与から2ヵ月以内に限り、随時お預け入れいただけます。ただし、預入時は結婚・子育て資金非課税申告書(または追加結婚・子育て資金非課税申告書)の提出が必要となります。 現金、小切手その他の証券類、他口座からのお振替でお預け入れいただけます。 振込ではお預け入れできません。
お預入金額	1,000,000円以上
お預入単位	1円単位
お預入上限額	10,000,000円
お引出し方法	原則として預金者の方の結婚・子育て資金の支払いにあてる場合にお引き出しいただけます。(結婚・子育て資金のお支払後1年以内に、領収書等を当行へご提出いただき、お支払内容に基づきお引き出しいただけます。)
利 息	
適用金利	毎日、店頭に表示する普通預金の金利を適用いたします。
利息計算方法	毎日の最終残高(証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます)について、1年を365日として日割りで計算します。(付利最低残高1,000円、付利単位100円)
利息支払方法	毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いいたします。(利息は元金に組み入れます。)
税 金	個人のお客さま:2013年1月1日以降、2037年12月31日までの25年間復興特別所得税が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優をご利用の場合を除きます。
手数料	ありません。
結婚・子育て資金管理特約の終了	<p>以下のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理特約は終了します。その場合、預金口座はご解約いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受贈者(お孫さま等)が50歳に達した場合:50歳に達した日 ②受贈者(お孫さま等)が死亡した場合:死亡の日 ③結婚・子育て資金管理特約による預金等の額が0円となり、預金者と当行の間で特約終了の合意があった場合:合意により特約が終了する日
贈与者(祖父母さま等)が亡くなられた場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 特約期間中に贈与者が亡くなられた際に、結婚・子育て資金の支払に充てられなかった資金がある場合、税法上当該残高は贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。 受贈者が贈与者の子ども以外(相続人でないお孫さま、ひ孫さまなど)である場合、相続税額が2割加算となります。 ※贈与を受けられた時期によっては、相続税の課税対象にならない、相続税額の2割加算がない場合がございます。
付加できる特約事項	・マル優の適用を受けられる方は、350万円まで非課税枠がご利用いただけます。
当行が契約している指定紛争解決機関	<p>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談、ご照会ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> この預金は、「普通預金規定」および「結婚・子育て資金贈与税非課税措置に関する特約」によりお取り扱いいたします。 キャッシュカードやATMはご利用できません。 ちば興銀アプリまたはちば興銀ダイレクト(インターネットバンキング)はご利用いただけません。 給与、年金などの自動受取口座、公共料金、各種料金などの自動支払口座や定額自動送金口座としてご利用できません。 お一人さまにつき1口座のみの開設となります。 当行で本口座を開設した場合、他の金融機関等で同様の口座等は開設できません。 口座開設店以外でのお預入れ、お引出しはできません。 普通預金(決済用預金)への切替はできません。 本預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
金利情報の入手方法	・金利は窓口へご照会いただくか、ちば興銀のホームページをご覧ください。